

神奈川県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

神奈川県漁港管理条例施行規則（昭和44年10月21日規則第102号、以下「規則」）は、神奈川県漁港管理条例（昭和44年条例第44号、以下「条例」）に基づく事項を規定している。

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号、以下「法」）の改正（令和5年5月26日、令和6年4月1日施行）に伴う条例の改正にあわせ、規則についても所要の改正を行う。

2 主な改正内容

法改正により法律名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改められることから、規則についても引用する法律名を改正する。（第1条第7号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。）

3 施行期日

令和6年4月1日

4 経過措置

なし